

株式会社市岡工業 従業員の皆様

# 育児休業は、男性も取得できます！！

## 育児休業（育休）は性別を問わず取得できます

- 「子が1歳に達するまでの間（子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合）、育児休業をすることができる」

と、定められています（育児・介護休業法）

- ・ 「一定の場合」とは「保育所等への入所を希望し、申込をしたが入所出来ない場合」「配偶者が養育する予定だったが、病気などにより子を養育することができなくなった場合」を、指します

◆要件を満たした社員が申し出た場合、会社は拒否しません  
 ◆申し出は、休みたい日の1か月前までに、必要事項を書いた書面などを会社に提出して行います。（手続きは総務までお問い合わせして下さい。）

## 男性の育児休業（育休）にはこんな特徴があります

- 夫婦で取得すると、1歳2か月まで休業できます（パパ・ママ育休プラス）
- 妻の産休中に夫が休業した場合、夫は2度目も取得できます
- 配偶者が専業主婦でも休業できます

